瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増 岡 錦 也

瀬戸市規則第39号

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則(昭和53年瀬戸市規則第1 6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施	瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則
行規則	
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市母子・父子家庭等医 | 第1条 この規則は、瀬戸市母子家庭等医療費助 療費助成条例(昭和53年瀬戸市条例第32号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事 項を定めるものとする。

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による<u>母子・父</u>|第3条 条例第3条第1項の規定による<u>母子家庭</u> 子家庭等医療費受給者証(第1号様式。以下「受 給者証」という。) の交付を受けようとする受 給資格者は、母子・父子家庭等医療費受給者証 交付・更新申請書兼母子・父子家庭等医療費受 提出しなければならない。

2から4まで <省略>

(受給者証の更新申請等)

第4条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給 第4条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給

(趣旨)

成条例(昭和53年瀬戸市条例第32号。以下 「条例」という。) の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。

(受給者証の交付申請)

等医療費受給者証(第1号様式。以下「受給者 証」という。) の交付を受けようとする受給資 格者は、母子家庭等医療費受給者証交付・更新 申請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪 給資格等変更・喪失届(第2号様式)を市長に│ 失届(第2号様式)を市長に提出しなければな らない。

2から4まで <省略>

(受給者証の更新申請等)

者」という。)が、有効期限の後も引き続き受 | 者」という。)が、有効期限の後も引き続き受

給者証の交付を受けようとするときは、あらか じめ、母子・父子家庭等医療費受給者証交付・ 更新申請書兼母子 • 父子家庭等医療費受給資格 等変更・喪失届に前条第2項に規定する書類を 添えて市長に提出しなければならない。

2及び3 <省略>

(母子・父子家庭等医療費の請求)

第6条 条例第5条第1項の規定により母子・父 | 第6条 条例第5条第1項の規定により母子家庭 子家庭等医療費の支払を受けようとする医療機 関等は、母子・父子家庭等医療費請求書を市長 に提出するものとする。

(助成の方法の特例)

ると認めるときは、次の各号のいずれかに該当 するときとする。

(1)から(3)まで <省略>

- により母子・父子家庭等医療費の助成を受けよ うとするときは、母子・父子家庭等医療費助成 申請書(第4号様式)を市長に提出しなければ ならない。
- 3 <省略>

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第2条第1項に規定する 第8条 受給者は、条例第2条第1項に規定する 受給資格者に該当しなくなったときは、速やか に、母子・父子家庭等医療費受給者証交付・更 新申請書兼母子・父子家庭等医療費受給資格等 変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け 出なければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

医療費の助成事由が第三者の行為によって生じ たものであるときの届出は、第三者の行為によ る被害届(第5号様式)によるものとする。

給者証の交付を受けようとするときは、あらか じめ、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申 請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更,喪失 届に前条第2項に規定する書類を添えて市長に 提出しなければならない。

2及び3 <省略>

(母子家庭等医療費の請求)

等医療費の支払いを受けようとする医療機関等 は、母子家庭等医療費請求書を市長に提出する ものとする。

(助成の方法の特例)

第6条の2 条例第5条第2項の特別の理由があ 第6条の2 条例第5条第2項の特別の理由があ ると認めるときは、次の各号のいずれかに該当 するときとする。

(1)から(3)まで <省略>

- 2 受給者は、条例第5条第2項に規定する方法 2 受給者は、条例第5条第2項に規定する方法 により母子家庭等医療費の助成を受けようとす るときは、母子家庭等医療費助成申請書(第4 **号様式)を市長に提出しなければならない。** 
  - 3 <省略>

(受給資格喪失の届出)

受給資格者に該当しなくなったときは、速やか に、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請 書兼母子家庭等医療費受給資格等変更,喪失届 に受給者証を添えて、市長に届け出なければな らない。

(第三者の行為による被害の届出)

第9条 条例第6条に規定する母子・父子家庭等 第9条 条例第6条に規定する母子家庭等医療費 の助成事由が第三者の行為によって生じたもの であるときの届出は、第三者の行為による被害 届(第5号様式)によるものとする。

(氏名変更等の届出)

|第10条 条例第6条の規則で定める事項は、次 |第10条 条例第6条の規則で定める事項は、次 | のとおりとする。

(1)から(7)まで<省略>

2 受給者は、前項各号のいずれかについて変更 2 受給者は、前項各号のいずれかについて変更 があったときは、速やかに、母子・父子家庭等 医療費受給者証交付・更新申請書兼母子・父子 家庭等医療費受給資格等変更・喪失届に受給者 証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に 届け出なければならない。

(母子・父子家庭等医療に関する処分の通知)

第11条の2 市長は、母子・父子家庭等医療費 |第11条の2 市長は、母子家庭等医療費の助成 の助成に関する処分をしたときは、文書をもっ てその内容を申請者に通知しなければならな い。この場合において、医療費の全部又は一部 につき助成しないことの処分をしたときは、そ の理由を付記しなければならない。

(氏名変更等の届出)

のとおりとする。

(1)から(7)まで<省略>

があったときは、速やかに、母子家庭等医療費 受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費 受給資格等変更・喪失届に受給者証及び変更事 項を証する書類を添えて、市長に届け出なけれ ばならない。

(母子家庭等医療に関する処分の通知)

に関する処分をしたときは、文書をもってその 内容を申請者に通知しなければならない。この 場合において、医療費の全部又は一部につき助 成しないことの処分をしたときは、その理由を 付記しなければならない。

第1号様式中「母子家庭等医療費受給者証」を「母子・父子家庭等医療 費受給者証」、第2号様式中「母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請 書兼母子家庭等医療費等変更・喪失届出書」を「母子・父子家庭等医療費 受給者証交付・更新申請書兼母子・父子家庭等医療費等変更・喪失届出書 | 及び「母子家庭等医療費助成」を「母子・父子家庭等医療費助成」並びに 第4号様式中「母子家庭等医療費助成申請書」を「母子・父子家庭等医療 費助成申請書」及び「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭等医療費」 に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施 行規則の規定に基づいて作成されている諸様式は、改正後の瀬戸市母 子・父子家庭等医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、 使用することができる。